

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

申告期限 令和8年2月2日(月)

期限間近になりますと申告が集中しますので、1月19日（月）頃までに提出いただきますようご協力をお願いします。

償却資産申告書の提出・問い合わせ先

「福岡市財政局 資産課課税課」

〒812-8512

福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号

博多区役所9階

電話番号：(092) 292-2479

FAX：(092) 292-4187



※福岡市ホームページ内の申告の手引きのページに、「よくある質問」のリンクを掲載しています。

[福岡市 償却資産 申告の手引き](#)

※償却資産申告書は、償却資産が所在する区毎に作成してください。

※市販ソフト等で作成した申告書で提出される場合でも、所有者コード等の確認が事務処理上必要ですので、福岡市から送付した「償却資産申告書」（白紙）を必ず添付してください。電子申告の場合は、申告書右上の所有者コード欄に記入してください。

《目 次》

頁

I 債却資産とは

| | |
|------------------|---|
| 1 債却資産とは | 1 |
| 2 債却資産の具体例 | 1 |
| 3 債却資産の主な業種別具体例 | 2 |
| 4 債却資産の課税客体となる車両 | 3 |
| 5 不動産貸付業をされている方へ | 3 |

II 債却資産の申告について

| | |
|------------------------------|----|
| 1 申告していただく方は | 4 |
| 2 提出していただく書類について | 4 |
| 3 個人の方が申告する際に必要となる本人確認書類について | 5 |
| 4 申告する資産は | 5 |
| 5 申告期限 | 6 |
| 6 申告書の提出先 | 6 |
| 7 申告されない方、または虚偽の申告をされた方 | 6 |
| 8 実地調査等への協力のお願い | 6 |
| 9 リース資産について | 7 |
| 10 少額債却資産の取扱いについて | 7 |
| 11 減価率および減価残存率表 | 8 |
| 12 債却資産の価格 | 8 |
| 13 税率・免税点等について | 9 |
| 14 課税標準の特例該当資産 | 9 |
| 15 電子計算機処理により申告をされる場合 | 10 |

III 国税との主な違い

11

IV 電子申告 (eLTAX) エルタックスについて

11

V 建築設備の家屋と債却資産の区分

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 建築設備の範囲 | 12 |
| 2 建築設備の家屋と債却資産の区分 | 12 |
| 3 特定の生産または業務用の設備の取扱い | 12 |
| 4 家屋の所有者以外の方（賃借人など）が施工した内外装などの取扱い | 12 |
| 5 建築設備の家屋と債却資産の区分表 | 13 |

VI 債却資産申告書の書き方

16

VII 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

18

VIII 種類別明細書（減少資産用）の書き方

20

法人や個人で事業を営んでいる方は、お持ちの償却資産（事業のために用いている資産）をその資産の所在する市町村長に申告していただくことになります。（地方税法第383条）

- ◆申告書は区毎に作成してください。
- ◆申告書は1枚目の「提出用」を提出し、2枚目の「控用」は保管しておいてください。
- ◆申告書を郵送される方で、控用の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

I 債却資産とは

1 債却資産とは

法人や個人で工場・商店などの経営や駐車場・アパートなどを貸し付けている方が、その「事業のために用いる」ことができる構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

ただし、営業権・特許権などの無形固定資産、自動車税の課税対象となる自動車および軽自動車税の課税対象となる軽自動車などは課税の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いる」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

また、直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅・宿舎・寮・社員研修施設等）の器具備品、構築物等も償却資産の課税対象となります。

2 債却資産の具体例

| | |
|-----------|--|
| 構築物 | 広告塔、駐車場の舗装、フェンス、外構、家屋の所有者以外の方（賃借人など）が施工した内外装、サイン工事、看板、その他 |
| 機械および装置 | 印刷機、旋盤などの工作機械類、ブルドーザー、クレーンなどの建設機械類、物品の製造や食料品の加工設備類、機械式駐車場設備やビルの受変電設備、自家発電設備や電気中央監視制御装置などの建築設備の一部（13～15頁「建築設備の家屋と償却資産の区分表」参照）、その他 |
| 船舶 | 漁船、モーターポート、ヨット、水上バイク、その他 |
| 航空機 | 飛行機、ヘリコプター、その他 |
| 車両および運搬具 | フォークリフト、ホイールクレーンなどの大型特殊自動車（3頁参照）、その他 ※自動車や原動機付自転車のように自動車税や軽自動車税の対象となるものは除かれます。 |
| 工具・器具および品 | ドリルなどの工具類、複写機、パソコンなどの事務機器類、理・美容業用機器、レントゲンなどの医療機器、応接セット、冷蔵庫、ルームエアコン、自動販売機、その他 |

3 債却資産の主な業種別具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示します。

| 業種 | 主な償却資産の内容 () 内は標準的な耐用年数 |
|--------|---|
| 共通 | 事務机 (15)、椅子 (15)、応接セット (8)、ロッカー (15)、金庫 (20)、コピー機 (5)、エアコン (6)、パソコン (4)、電話機 (6)、ファクシミリ (5)、可動間仕切り (15又は3)、受変電設備 (15)、看板 (10又は3)、テレビ (5)、空気清浄機 (6)、その他 |
| 飲食業 | テーブル (5)、椅子 (5)、厨房用品 (5)、ネオンサイン (3)、冷凍庫 (6)、冷蔵庫 (6)、衣装 (2)、その他 |
| 理・美容業 | 理・美容椅子 (5)、応接セット (5)、消毒殺菌機 (5)、タオル蒸器 (5)、パーマ器 (5)、サインポール (3)、その他 |
| 小売業 | 冷蔵ストッカー (4)、陳列ケース (6又は8)、自動販売機 (5)、レジスター (5)、その他 |
| 娯楽業 | パチンコ器 (2)、島工事 (5)、両替機 (5)、カラオケ (5)、その他 |
| 医業 | 手術機器 (5)、レントゲン機器 (6)、歯科診療ユニット (7)、ファイバースコープ (6)、消毒殺菌用機器 (4)、その他 |
| 不動産貸付業 | コンクリート造の塀 (15)、金属フェンス (10)、コンクリート敷舗装路面 (15)、アスファルト敷舗装路面 (10)、立体駐車場のターンテーブルおよび機械部分 (10)、植込み (20)、屋外の給排水・ガス設備 (15)、太陽光発電設備 (17)、その他 |

(注1) 家屋の所有者以外の方（賃借人など）が内外装等を施工された場合は内外装・設備一式等が償却資産に該当します。（詳しくは12頁をご覧ください。）

(注2) 自己所有の建物を通常の維持管理の必要から改修された場合は、償却資産としての申告は必要ありません。

(注3) 少額償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。（詳しくは7頁をご覧ください。）

※ 耐用年数については電子政府の総合窓口「e-Gov」法令検索から「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で検索できます。

4 債却資産の課税客体となる車両

大型特殊自動車はすべてが申告の対象となります。

(1) 大型特殊自動車の車両条件 (道路運送車両法施行規則第2条別表第1より)

①一般用・建設用

長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m、最高速度時速15kmの各基準を一つでも超えるもの。

②農耕作業用

長さ・高さ、総排気量の基準はなく、最高速度時速35km以上のもの。

※なお、上記の基準に満たないものは小型特殊自動車に該当し軽自動車税の課税対象となりますので、債務資産の申告対象外となります。

(2) 大型特殊自動車の分類番号 (自動車登録規則13条別表第2より)

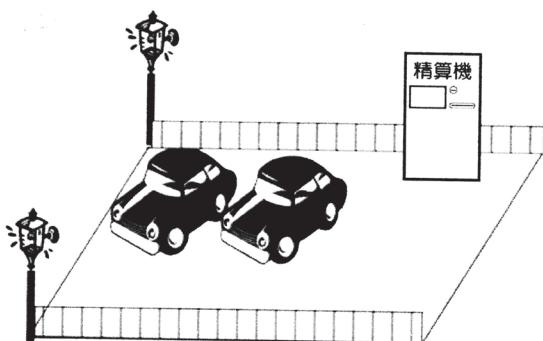
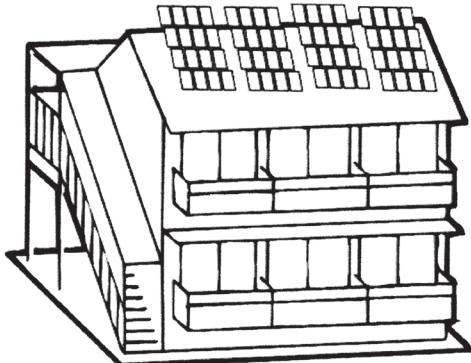
①建設機械に該当するもの……0、00～09、000～099、00A～09Z、0A0～0Z9および0AA～0ZZ

②建設機械以外のもの…………9、90～99、900～999、90A～99Z、9A0～9Z9および9AA～9ZZ

5 不動産貸付業をされている方へ

下記に例示している資産は、事業用資産となりますので申告をお願いします。

※建物は家屋として別途課税されますので、債務資産の申告対象外となります。



【共同住宅の場合】

宅配ボックス (10)
電力引込設備 (15)
LAN設備 (6)
屋外給排水設備 (15)
外構工事 (15)
太陽光発電設備 (17)
ルームエアコン (6)

【貸し駐車場の場合】

コンクリート舗装 (15)
アスファルト舗装 (10)
料金精算機 (5)
外灯 (10)
フェンス (金属製 10)
() …耐用年数

※上記は一例ですので、これ以外にも対象となることがあります。

また、耐用年数も異なることがあります。

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方は

償却資産の所有者です。

2 提出していただく書類について

(1) はじめて申告をされる方・・・全資産を申告してください。

| | |
|----------|---|
| 対象者 | ① 令和7年中に福岡市内（区内）で新たに事業所を開設された方。（リース資産等を設置された方も含みます。） ② 今回、はじめて償却資産申告書が送られてきた方。 |
| 対象となる資産 | 令和8年1月1日現在で、福岡市内（区内）に所有している全資産。 |
| 提出する申告用紙 | ① 償却資産申告書・・・・・・・・・・・・・・・・ 緑色 ② 種類別明細書（全資産用）・・・・・・・・ 緑色 |
| その他の | 償却資産の多少にかかわらず、必ず申告をお願いします。 |

(2) 前年度までに申告をされた方・・・資産の増加または減少を申告してください。

| | |
|----------|---|
| 対象者 | ① 前年（令和7年）度までに申告をされた方。 ② お送りした償却資産申告書の「前年前に取得したもの（イ）」の欄に取得価額が印字されている方。 なお、この欄が空欄の場合は全資産を申告してください。 |
| 対象となる資産 | 令和7年1月2日から令和8年1月1日までの増加および減少資産。 |
| 提出する申告用紙 | ① 償却資産申告書・・・・・・・・・・・・ 緑色 ② 種類別明細書（増加資産用）・・・・・・・・ 緑色 ③ 種類別明細書（減少資産用）・・・・・・・・ 赤色 |
| その他の | 増減がない場合や、全資産が減少する場合でも必ず申告をお願いします。 (その際は種類別明細書を提出する必要はありません。) ※申告状況書の資産の名称・数量等に誤りがありましたら、 申告状況書を訂正しコピー等を申告書に添付してください。 |

(3) 該当する資産がない方

廃業、解散、休業、移転等、あるいは償却資産を所有していない方は償却資産申告書の右下備考欄中の該当箇所に○をつけて申告してください。

3 個人の方が申告する際に必要となる本人確認書類について

(1) 郵送で申告書を提出する場合

下記(2)と同じ書類の写しを同封してください。なお、個人番号カードは個人番号が裏面に記載されているため、両面の写しを同封してください。

(2) 本人が窓口で申告書を提出する場合(下記①、②のいずれか)

- ① 申告者本人の個人番号カード
- ② 申告者本人の通知カードおよび運転免許証などの写真付き身分証明書

(3) 代理人が申告書を提出する場合

- ① 申告者本人の個人番号カードまたは通知カード(写しでも可)
- ② 代理人本人の運転免許証などの写真付き身分証明書
- ③ 申告者本人からの委任状

4 申告する資産は

令和8年1月1日現在、事業に用いることができる以下の資産です。

(1) 土地および家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産です。(これらに類する資産で、法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。)したがって、次のような資産も事業に用いることができる状態であれば申告の対象になります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産(稼働している資産)
- ② 簿外資産(会社の帳簿には記載されていない資産)
- ③ 償却済み資産(減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産)
- ④ 遊休資産(稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- ⑤ 未稼働資産(既に完成しているが、まだ稼働していない資産)

(2) 家屋の所有者以外の方(賃借人など)が家屋に取り付けた附帯設備

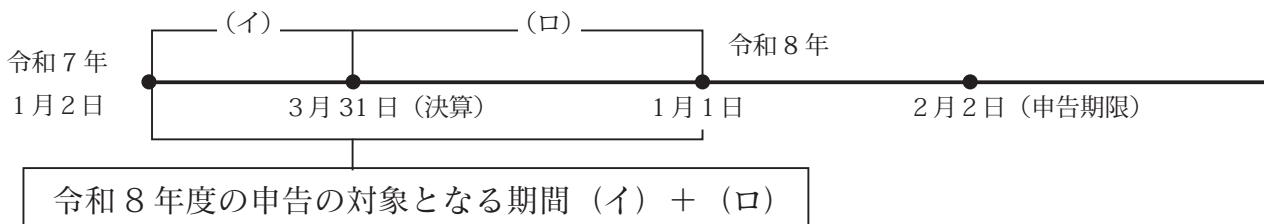
賃借家屋などに内装、外装、建築設備などを取り付けた場合には償却資産の申告の対象となります。詳しくは、12頁の「4 家屋の所有者以外の方(賃借人など)が施工した内外装などの取扱い」をご覧ください。

(3) 次のような資産は課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- ① 自動車税の課税対象となる自動車および軽自動車税の課税対象となる軽自動車など(軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車)
- ② 生物(ただし観賞用、興行用およびこれらに準ずることに用いるものは申告の対象になります。)
- ③ 無形固定資産(特許権、商標権、営業権、ソフトウェア等)
- ④ 繰延資産(開業費、開発費等)や棚卸資産(商品、貯蔵品等)
- ⑤ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(ファイナンスリース取引に係るリース資産)で取得価額が20万円未満のもの※平成20年4月1日以後に契約を締結したもの
- ⑥ 耐用年数が1年未満の資産(即時償却を除く。)
- ⑦ 個人の方が取得した10万円未満の資産(1つの資産につき)
- ⑧ 100万円以上の美術品

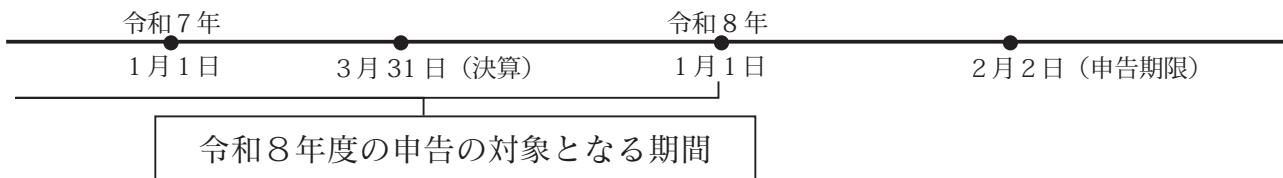
(4) 法人の決算期以降の資産の申告について

(例1) 3月決算で、令和7年度に申告をされている法人の場合



上記の期間に増加・減少した資産が申告の対象となるため、決算期以降令和8年1月1日までの間(ロ)に増加・減少した資産についても申告が必要ですのでご注意ください。

(例2) 3月決算で、はじめて申告をされる法人の場合



令和8年1月1日現在で所有しているすべての資産を申告していただくことになります。

5 申告期限・・・令和8年2月2日(月)

可能な限り電子申告か郵送での提出をお願いします。(消印有効)

窓口で提出される場合は、期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、1月19日(月)頃までに提出いただきますようご協力をお願いします。

6 申告書の提出先

償却資産が所在する区毎に申告書を作成し、資産課税課(表紙に記載)に提出してください。申告書は一枚目の「提出用」を提出し、二枚目の「控用」は保管しておいてください。

なお、申告書を郵送される方で、控用の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。(「控用」の返送には、日数がかかることがありますのでご了承ください。)

7 申告されない方、または虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収することができますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をされると、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、申告をされない場合は、実地調査等に基づき課税を行う場合があります。

8 実地調査等への協力のお願い

地方税法第354条の2の規定により、税務署が保有する国税資料の閲覧等を行っています。閲覧の結果、実地調査にお伺いしたり、申告内容について参考資料の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、調査に伴って修正申告をお願いすることがあります、その場合は同法第17条の5第5項の規定により、資産の取得年に応じて遡って（5年度間）課税することとなります。

9 リース資産について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方（リース会社）に申告していく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している方に申告していく場合があります。リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は次のようにになります。

| リース契約の内容 | 資産を借りている方 | 資産を貸している方 |
|---|--------------------------|-------------------------|
| 【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合 | × (申告不要) | ○ (資産の所在する 区毎に申告) |
| 【実際の売買にあたるようなリース資産】 期間満了後に資産が使用者の所有物となる ような場合 | ○ (自己の資産として 申告が必要) | × (申告不要) |

※ 平成20年4月1日以後に契約を締結した「所有権移転外ファイナンスリース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては資産を貸している方（リース会社）が申告する必要がありますので、ご注意ください。

10 少額償却資産の取扱いについて

取得価額が少額である償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。（下表参照）

| 取得価額 \ 儻却方法 | 個別に減価償却しているもの | 中小企業特例 (※1) | 3年一括償却 (※2) | 一時損金算入 (※3) |
|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 10万円未満 | ○ | ○ | × | × |
| 10万円以上 20万円未満 | ○ | ○ | × | |
| 20万円以上 30万円未満 | ○ | ○ | | |
| 30万円以上 | ○ | | | |

○=申告対象

×=申告対象外

※1 租税特別措置法第28条の2、第67条の5の規定によるもの

（少額減価償却資産の取得価額の必要経費・損金算入の特例）

※2 法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項の規定によるもの

※3 法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条の規定によるもの

11 減価率および減価残存率表

| 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | |
|------|-------|---------------------|-------------------|------|-------|---------------------|-------------------|------|-------|---------------------|-------------------|
| | (r) | 前年中取得のもの (1-r/2) | 前年前取得のもの (1-r) | | (r) | 前年中取得のもの (1-r/2) | 前年前取得のもの (1-r) | | (r) | 前年中取得のもの (1-r/2) | 前年前取得のもの (1-r) |
| 2年 | 0.684 | 0.658 | 0.316 | 12年 | 0.175 | 0.912 | 0.825 | 22年 | 0.099 | 0.950 | 0.901 |
| 3年 | 0.536 | 0.732 | 0.464 | 13年 | 0.162 | 0.919 | 0.838 | 23年 | 0.095 | 0.952 | 0.905 |
| 4年 | 0.438 | 0.781 | 0.562 | 14年 | 0.152 | 0.924 | 0.848 | 24年 | 0.092 | 0.954 | 0.908 |
| 5年 | 0.369 | 0.815 | 0.631 | 15年 | 0.142 | 0.929 | 0.858 | 25年 | 0.088 | 0.956 | 0.912 |
| 6年 | 0.319 | 0.840 | 0.681 | 16年 | 0.134 | 0.933 | 0.866 | 30年 | 0.074 | 0.963 | 0.926 |
| 7年 | 0.280 | 0.860 | 0.720 | 17年 | 0.127 | 0.936 | 0.873 | 35年 | 0.064 | 0.968 | 0.936 |
| 8年 | 0.250 | 0.875 | 0.750 | 18年 | 0.120 | 0.940 | 0.880 | 40年 | 0.056 | 0.972 | 0.944 |
| 9年 | 0.226 | 0.887 | 0.774 | 19年 | 0.114 | 0.943 | 0.886 | 45年 | 0.050 | 0.975 | 0.950 |
| 10年 | 0.206 | 0.897 | 0.794 | 20年 | 0.109 | 0.945 | 0.891 | 50年 | 0.045 | 0.977 | 0.955 |
| 11年 | 0.189 | 0.905 | 0.811 | 21年 | 0.104 | 0.948 | 0.896 | 60年 | 0.038 | 0.981 | 0.962 |

固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」から抜粋

12 償却資産の価格

(1) 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、償却資産の取得時期、取得価額および耐用年数をもとに、申告された資産1件ごとに算出します。

- ① 評価額の計算は、次の計算方法により行います。

- ・前年中に取得した償却資産
取得価額 × $(1 - r / 2)$ = 評価額
 - ・前年前に取得した償却資産
前年度評価額 × $(1 - r)$ = 評価額

r : 耐用年数に応じて固定資産評価基準別表第15に定める減価率
(減価率については、上記「11 減価率および減価残存率表」参照)

- ② 租税特別措置法で認められている「特別償却」および法人税法または所得税法で認められている「圧縮記帳」をしていても、これを行わなかつたものとして計算します。
 - ③ 前年中に取得した償却資産の評価額は、取得月にかかわらず半年償却により算出します。
 - ④ 評価額の最低限度は取得価額の5%です。計算した評価額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額の5%でとどめます。

13 税率・免税点等について

| 区分 | 説明 |
|-------|---|
| 納税義務者 | 1月1日現在における償却資産の所有者をいいます。(償却資産を賃貸している方も含みます。) |
| 課税標準 | 課税標準は、1月1日現在の価格で、課税台帳に登録された価格をいいます。 |
| 免税点 | 全ての償却資産の課税標準額の合計が同一区内で150万円未満の場合は、課税されません。 |
| 税率・税額 | 税率は100分の1.4です。税額は課税標準額×税率で算定します。 課税標準額(千円未満切捨て)×税率(1.4%)=税額(百円未満切捨て) |
| 納期 | 納付すべき額を4回(4月、7月、12月、2月)に分けて納めていただきます。 |

(計算例)

| 資産の名称 | 取得年月 | 取得価額 | 耐用年数 | 減価残存率 | R8年度評価額 |
|-------|-------|------------|------|-------|------------------|
| 事務机 | R 6.3 | 800,000円 | 15年 | 0.929 | (R7評価額)(743,200) |
| | | | | 0.858 | 637,665 |
| パソコン | R 7.3 | 1,000,000円 | 4年 | 0.781 | 781,000 |
| コピー機 | R 7.6 | 500,000円 | 5年 | 0.815 | 407,500 |

R8年度課税標準額 1,826,000

(R8年度税額) 1,826,000円×1.4% = 25,500円

14 課税標準の特例該当資産

地方税法第349条の3および同法附則第15条、第15条の2、第15条の3の規定に該当する資産については、課税標準の特例が適用されます。

該当する資産を所有されている方は、種類別明細書(増加資産・全資産用)にその名称等を記入するとともに、摘要欄に適用条項を記入し、当該資産が要件を満たすことが分かる書類等を提出してください。

15 電子計算機処理により申告をされる場合

電子計算機処理により申告をされる方は、毎年度、全資産の申告が必要です。

| | | |
|----------|---------------------|--|
| 申告する資産 | | 1 令和8年1月1日現在、福岡市内（区内）に所有している全資産。 2 每年度、全資産を申告してください。 |
| 提出する申告用紙 | 償却資産申告書 (第26号様式) | 1 福岡市から送付された申告書を使用してください。 <u>(なお、市販ソフト等で作成した申告書で提出される場合でも、所有者コード等の確認が事務処理上必要ですので、福岡市から送付した「償却資産申告書」を必ず添付してください。)</u> 2 評価額（ホ）の欄は、必ず記入してください。 |
| | 電子計算機処理で作成した種類別明細書 | 1 令和8年1月1日現在において所有しているすべての資産を <u>全資産</u> 、 <u>特例資産</u> 、 <u>非課税資産別</u> にページを区分して作成し、資産の種類ごとに合計額を出力したものを作成してください。 また、前年中の増加・減少資産も資産の種類ごとに区分して合計額を出力したものを添付してください。 2 次の項目は、必ず記載してください。 ・資産の種類　・資産の名称　・数量　・取得年月 ・取得価額　　・減価残存率　・耐用年数 ・評価額（5で求めた評価額） 3 評価額の最低限度は、取得価額の5%です。 4 圧縮記帳、特別償却は認められません。 5 「評価額」は、次の方法により算出してください。 ・前年中の取得資産 評価額＝取得価額×減価残存率（ $1 - r / 2$ ） ・前年前の取得資産 評価額＝前年度評価額×減価残存率（ $1 - r$ ） 6 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体（既存部分）と区分して評価計算を行い、申告してください。 7 耐用年数省令の改正で耐用年数が変更になった資産は、明細書の備考欄等に変更したことがわかるよう記載をしてください。 |

(注) r とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

III 国税との主な違い

| 項目 | 固定資産税(償却資産)の取扱い | 国税(減価償却資産)の取扱い |
|--------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 償却計算の期間 | 暦年(賦課期日) | 事業年度 |
| 減価(償却)の方法 | 一般の資産は 旧定率法 | 一般の資産は定率法・旧定率法又は定額法・旧定額法の選択制度 |
| 前年中の新規取得資産 | 半年償却(1/2) | 月割償却 |
| 圧縮記帳の制度 | 認められません | 認められます |
| 特別償却・割増償却(租税特別措置法) | 認められません | 認められます |
| 増加償却(注)(所得税・法人税) | 認められます | 認められます |
| 評価額の最低限度 | 取得価額の100分の5 | 1円(備忘価額) |
| 改良費 | 区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する。) | 原則として区分評価 |
| 中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(租税特別措置法) | 認められません | 認められます |
| リース資産(所有権移転外ファイナンスリース取引) | 所有者(賃貸人)に課税 | 平成20年4月以後の契約は、賃借人の資産として減価償却処理 |

(注) 法人税法施行令第60条または所得税法施行令第133条の規定による増加償却を行った資産については、償却資産の評価上、控除額の加算を行うことができます。この場合、届出書等が必要となりますので、申告の際に添付してください。

IV 電子申告(eLTAX)について

インターネットを利用した償却資産の電子申告ができます。電子申告を利用される方は、事前に手続きが必要です。

電子申告のメリット

- ・混み合う窓口に出かける必要なく申告可能で、郵送料金もかかりません。
- ・申告書への自動入力や自動計算など、サポート機能が完備されています。
- ・一度の電子申告で複数の地方団体に、一括で申告することが可能です。

利用の手続き、お問い合わせはこちらから

・利用開始の手続きはこちらから

eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

・ご不明点等はこちらから

eLTAX よくある質問

<https://eltax.custhelp.com/>

V 建築設備の家屋と償却資産の区分

1 建築設備の範囲

建築設備とは、電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等で本来家屋と一体となって家屋の効用を高めるための設備をいいます。

2 建築設備の家屋と償却資産の区分

建築設備は固定資産税の取扱い上、経理上の勘定科目にかかわらず、次により家屋と償却資産に区分して課税します。

(1) 家屋の評価対象となるもの

家屋に取り付けた建築設備で、通常家屋と構造上一体となってその効用を高めるものは家屋として固定資産税が課税されます。

(2) 償却資産の申告対象となるもの

単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、または独立した機器としての性格が強いものは、償却資産として固定資産税が課税されます。

3 特定の生産または業務用の設備の取扱い

次の設備はすべて償却資産として課税されます。

- ① 工場、倉庫等における動力源としてのボイラー、動力配線、発電・変電設備等
- ② 紡績業、精密機械工業、フィルム製造業における温湿度調和設備、集塵設備
- ③ 冷凍・冷蔵倉庫業、製氷業等の冷凍・冷蔵設備（配管を含む。）
- ④ 公衆浴場（特殊浴場を含む。）のボイラー設備
- ⑤ 映画、演劇、興行場のスクリーン設備、局所照明設備（スポットライト）、ネオンサイン、投光器等のように、家屋本来の目的と別の用途のもの
- ⑥ 百貨店、旅館、飲食店、クラブ、病院等における厨房設備および洗濯設備等のサービス設備
- ⑦ 機械式立体駐車場設備
- ⑧ 発電機、電話交換機等のように家屋の建築設備ではあるが、きわめて機械的な性格が強くかつ家屋との構造上的一体性が本質的には考えがたいもの
- ⑨ 工場、倉庫等における製品の搬出設備用レールおよび流れ作業等に用いられるベルトコンベア

4 家屋の所有者以外の方（賃借人など）が施工した内外装などの取扱い

賃借人など家屋所有者以外の方が事業に用いるため家屋に取り付けたもの（「特定附帯設備」といいます。）については、特定附帯設備を取り付けた方が償却資産の申告を行ってください。（地方税法第343条第10項、福岡市市税条例第36条第9項）

【特定附帯設備具体例】

内外装・・・天井・床・内部の仕上げ、造作、建具、外壁の仕上げ等

建築設備・・・電気、ガス、給排水、衛生、空調設備等

5 建築設備の家屋と償却資産の区分表

この表は通常の設備について、一般的に区分したものです。賃借家屋の設備、生産または業務用の設備等については取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは資産課税課（表紙に記載）までお問い合わせください。

| 設備の種類 | 設備の分類 | 償却資産の申告対象となるもの | 家屋の評価対象となるもの |
|-------|----------------------|------------------------------------|----------------------|
| 電気設備 | 受変電設備 | 変圧器並びに附属する配管および配線一式、工業用変送電設備、配電設備 | |
| | 電力引込設備 | 設備一式 | |
| | 配線設備 | 計量器 | 配管、配線、スイッチ、コンセント、分電盤 |
| | 電灯照明設備 | ネオンサイン、スポットライト、投光器、電光盤、外灯 | 白熱灯・蛍光灯用器具、非常用照明器具 |
| | 動力配線設備 | 生産用動力配線 | 分電盤、スイッチ、制御盤、配管、配線 |
| | 予備電源設備 (自家発電) | 蓄電池、発電機および附属品一式、充電器、配管、配線 | |
| | 中央監視制御設備 | 監視制御盤、センサー、配管、配線 | |
| | 電話設備 | 電話機、交換機、電源装置 | 配管、配線、端子盤 |
| | インターホン設備 | | 配管、配線、親機、子機 |
| | L A N 設備 (情報通信設備) | サーバー、端末機、光ケーブル | |
| | 放送設備 | アンプ、マイクロホン、スピーカー、アッテネーター、出力制御器 | ベル、ブザー、配管、配線 |
| | 出退表示設備 | | 表示器、操作盤、配管、配線、押ボタン |
| | 入退室管理設備 | 設備一式（監視盤・操作盤、ゲートカードリーダー、カード、配管、配線） | |
| | 監視カメラ設備 | 受像機、カメラ（ITV・CTVカメラ） | 配管、配線 |
| | 電熱設備 | 電熱器、冷蔵庫、電子レンジ | 配管、配線 |
| | ナースコール設備 | | 表示盤、信号灯、その他器具一式、配線 |

| 設備の種類 | 設備の分類 | 償却資産の申告対象となるもの | 家屋の評価対象となるもの |
|-------|-----------|------------------------------|--|
| ガス設備 | ガス供給設備 | 屋外供給本管、生産事業用一式 | 屋内支管、排気筒、カラン(使用口) |
| 給水設備 | 水 源 | 井戸、屋外配管 | |
| | 揚 水 設 備 | | ポンプ、揚水管 |
| | 水 处 理 設 備 | ばつき装置、沈殿装置、ろ過装置 | |
| | 給 水 設 備 | 屋外設備、生産事業用一式、水道引込設備 | 受水槽、貯水槽、ポンプ、止水栓、給水栓、圧縮機、圧力タンク、配管 |
| 給湯設備 | | 独立煙突、独立煙道、ソーラー式集熱器 | 給湯器、給湯器(貯湯式)、ボイラー、貯湯槽、配管 |
| 衛生設備 | 衛生器具設備 | 独立煙突、事業用流し類、メディシンキャビネット | 洗面器、手洗器、便器および付属器、シャワー、洗浄器、浴槽、ユニットバス、システムキッチン |
| | 便器洗浄装置 | | 洗浄装置一式 |
| | 便 槽 設 備 | | 便槽装置、排気筒 |
| | し尿浄化槽設備 | | し尿浄化槽装置一式、送気孔、配管、排水ポンプ |
| 排水設備 | 排 水 設 備 | 屋外設備、生産事業用一式 | 排水管、ポンプ、雑排水ピット |
| | 通 気 設 備 | | 通気管(ベント) |
| 防災設備 | 火災報知設備 | 屋外設備 | 配管、配線、受信機、感知器、非常ベル、附属機器 |
| | 消 火 設 備 | ホース、ノズル、ガスポンベ、車輪付消火器、屋外消火栓設備 | 消火栓設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、泡消火設備、ハロゲンガス消火設備、炭酸ガス消火設備 |
| | 避 雷 設 備 | | 避雷突針、避雷導体、導線、その他付属設備 |
| 換気設備 | | 工業用送風装置 | 送風機、換気扇、排風機、ダクト、排煙機 |

| 設備の種類 | 設備の分類 | 償却資産の申告対象となるもの | 家屋の評価対象となるもの |
|--------|----------------|---|--|
| 空気調和設備 | | <p>ルームエアコンディショナー（ウインド型エアコン、スプリット型エアコン）</p> <p>※非ダクト式のもので、室内機と室外機が1対1で、一室程度を空調するもの。</p> <p>生産事業用一式</p> | 埋込型パッケージ式エアコン、ダクト設備、配管設備、冷凍機、ヒートポンプ、冷温水発生装置、冷却塔、温水ボイラー、蒸気ボイラー、温風炉、燃焼装置、給油装置、太陽熱利用放熱器、赤外線ヒーター、ユニットヒーター、ファンコイルユニット、加湿装置、減湿装置、エアーカーテン |
| 運搬設備 | | 垂直搬送機、工業用ベルトコンベア、気送子 | エレベーター、リフト、事務用ベルトコンベア、気送管設備、ダムウェーター、エスカレーター、メールシュート設備 |
| 塵芥処理設備 | | 独立煙突、独立煙道、屋外の塵芥燃焼炉設備 | ダストシュート |
| 厨房設備 | | 調理機器、食器洗浄機、製氷機、冷凍・冷蔵庫、温蔵庫 | |
| 洗濯機器 | | 洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、事業用に取り付けた給排水管 | |
| 医療機器 | | 医療用ガス設備、吸引設備、滅菌水製造設備、ポンベ、真空ポンプ、消毒設備、手術設備、X線設備 | |
| その他の設備 | 機械式駐車場設備 | 機械式駐車場設備、ターンテーブル装置 | |
| | 自動扉設備 | | 自動扉設備 |
| | 管制設備 | | 自動車管制設備 |
| | 清掃設備 | | 窓拭用ゴンドラ、セントラルバキュームクリーナー |
| | コーポレーショナリーシステム | 機器一式 | 附属の貯湯タンク、バッカアップ用給湯器 |

VI 債却資産申告書

前年中に減少したもの（口）

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少したものの（例えば、廃棄・除却および他の区または他の市町村に移動した資産）

※減価償却による減少額は含まれません

前年中に取得したもの（ハ）

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得したものの（例えば、購入したもの、自己の製作のもの、他の区または他の市町村から移動した資産）

資産が所在する区を記載してください。

住所、氏名

法人の場合は本店所在地を記載してください。なお、本店以外に納税通知書等の送付を希望される場合は、その住所を（ ）書きで併記してください。

個人の場合は所在者の住所（住民登録地等）を記載してください。

また、共有の場合は代表者の住所を記載してください。その際、氏名欄は代表者外〇名とし、共有者の住所・氏名を記載してください。

前年前に取得したもの（イ）

令和7年1月1日以前に取得したもの（昨年度の申告状況を記入しています。）

（イ）（口）（ハ）（二）の欄は枠の中に正確に記入してください。

令和 8 年度

(電話 711-△△△)

受付印

| | | | |
|-------------|--|---|--|
| | | 令和 8 年 1 月 19 日 | |
| | | 福岡市長様（中央区分） | |
| 所 有 者 | 1 住 所 (又は納税通 知書送達先) | 810-0001 フクオカ カフジカ シヤ 福岡市中央区天神1丁目8番1号 | |
| | 2 氏 名 (フリガナ) （法人にあつ てはその名 称及び代表 者の氏名） | 福岡 株式会社 代表取締役 福岡市郎 (屋号 カフェ天神) | |

| 資産の種類 | 取 得 価 | | | 前年中に取得したもの (イ) | 前年中に減少したもの (口) | 前年中に取得したもの (ハ) | | | | |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---|--------|----|----|
| | 前年前に取得したもの (イ) | 前年中に減少したもの (口) | 前年中に取得したもの (ハ) | | | | | | | |
| | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 十億 | 百万 |
| 1 構築物 | | | | 6500000 | | | | | 0 | 6 |
| 2 機械及び装置 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 |
| 3 船舶 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 |
| 4 航空機 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 |
| 5 車両及び運搬具 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 |
| 6 工具、器具及び備品 | | | | 2090655 | | | | 871000 | | 1 |
| 7 合 計 | | | | 8590655 | | | | 871000 | | 8 |

| 資産の種類 | 評 価 額 (示) | | | ※ 決 定 |
|-------------|--------------|----|---|-------|
| | 十億 | 百万 | 千 | |
| 1 構築物 | | | | |
| 2 機械及び装置 | | | | |
| 3 船舶 | | | | |
| 4 航空機 | | | | |
| 5 車両及び運搬具 | | | | |
| 6 工具、器具及び備品 | | | | |
| 7 合 計 | | | | |

記入する必要はありません。
による申告を行う場合は、記入

※記載上の留意点

- ◎印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載し
- ◎初めて申告される方は（イ）前年前に取得したもの（口）前年中に減少したものの
- ◎令和7年1月1日以前に取得した資産で、本年度に初めて申告する資産がある場合
- ◎資産の所在する区毎に作成してください。

※債却資産申告書・種類別明細書は福岡市ホームページからダウンロードすることができます

の書き方（記入例）

計（二）

前年中に資産の増減がない場合 ((口)・(ハ)) の欄に該当がない場合 (イ) の欄の価額を記入してください。

個人番号又は法人番号（マイナンバー）

個人の場合は 12 桁の個人番号、法人の場合は 13 桁の法人番号を記入してください。

個人番号については、左側を 1 マス空けて記入してください。

電子申告（eLTAX）される場合は送付した申告書に記載されている所有者コードを転記してください。

（償却資産課税台帳）

| △△△ | 3 個人番号又は法人番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 | カード番号 | 処理年 | ※ 所有者コード | | 第二十六号様式 (提出用) |
|-------------|--------------------|--|----------|-----|-------------------------------|---------------------------|------------------|
| | | | | | 0 1 | 1 1 | 1 1 |
| | 4 事業種目 | 飲食業 | | | 8 短縮耐用年数の承認 | 有・無 | |
| | (資本金等の金額) | (150 百万円) | | | 9 増加償却の届出 | 有・無 | |
| | 5 事業開始年月 | 昭和28年 4月 | | | 10 非課税該当資産 | 有・無 | |
| | 6 この申告に応答する者の係及び氏名 | 総務部 経理課 博多 次郎 (電話 711-△△△△) | | | 11 課税標準の特例 | 有・無 | |
| | 7 税理士等の氏名 | 福岡市中央区天神1丁目1-1 天神 太郎 (電話 712-○○○○) | | | 12 特別償却又は圧縮記帳 | 有・無 | |
| | 額 | 15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 | | | 13 税務会計上の償却方法 | 定率法 定額法 | |
| もの (ハ) | 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二) | 1520000 | 13220000 | | 14 青色申告 | 有・無 | |
| 千 万 円 | 千 億 百 万 千 万 円 | 0 | 0 | | 15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 | 福岡市中央区天神1丁目8-1 ○○ビル10階 | |
| 300213 | 2519868 | 0 | 0 | | ① | 福岡市中央区天神1丁目8-1 ○○ビル10階 | |
| 020213 | 15739868 | 0 | 0 | | ② | 大名2丁目5-31 | |
| 価格 (ハ) | ※ 課税標準額 (ト) | 18 備考 (添付書類等) | | | ③ | | |
| 千 万 円 | 千 億 百 万 千 万 円 | ※該当する項目に○をつけてください | | | 16 借用資産 (有・無) | | |
| | | ① 資産増減あり 2. 増減なし 3. 該当資産なし | | | 貸主の名称等 (リース資産) | | |
| | | 4. 廃業・解散・休業 (令和 年 月 日) | | | 福岡市博多区博多駅前2丁目8-1 博多リース (株) | | |
| | | 5. 移転 (令和 年 月・移転先) | | | 17 事業所用家屋の所有区分 | | |
| | | 6. 売却 (令和 年 月・売却先) | | | 自己所有・ <u>借家</u> | | |
| | | 7. その他 | | | 18 備考 (添付書類等) | | |
| ただし、電子計算処理に | | | | | ※該当する項目に○をつけてください | | |
| してください。 | | | | | ① 資産増減あり 2. 増減なし 3. 該当資産なし | | |
| | | | | | 4. 廃業・解散・休業 (令和 年 月 日) | | |
| | | | | | 5. 移転 (令和 年 月・移転先) | | |
| | | | | | 6. 売却 (令和 年 月・売却先) | | |
| | | | | | 7. その他 | | |

てください。

欄を書く必要はありません。

についても、(ハ) の欄に記載してください。

ます。

福岡市 償却資産 ダウンロード

検索

該当する方を○で囲んでください。

短縮耐用年数の承認を受けた方、増加償却の届出をされた方はその写しを添付してください。課税標準の特例については、9頁をご覧ください。詳細については、資産課税課（表紙に記載）にお問い合わせください。

事業所や資産所在地を記入してください。

住所と同じ場合は、「住所と同じ」。

同一区内に2以上の事業所や資産所在地がある場合は、その主たる事業所等の番号を○で囲んでください。

借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

次のような事項を記入してください。

- ・資産の異動について、該当する番号を○で囲んでください。
- ・「短縮耐用年数の承認書（写）」等添付した書類の名称
- ・前年中に所有者の住所、氏名または名称等に異動があった場合は、異動年月日および旧住所、旧氏名または旧名称等参考となる事項
- ・その他、この申告に必要な事項

VII 種類別明細書（増加資産・

資産の名称及び規格等を、記入してください。

入力するデータとなりますので、名称等が同じ場合でも「同上」または「〃」などは記入しないでください。

取得した年月を記入してください。

なお、年号については、明治-1、大正-2、昭和-3、平成-4、令和-5とし、それぞれの年号に対応する数字を記入してください。

- 当該資産の取得価額を記入
取得価額とは、償却資産を額をいいます（引取運賃、入手料、据付費等の附帯
- 取得価額における消費税の取扱いの例によって算定したがって、税込経理方式費税を取得価額に含め、税事業者は消費税を取得価額

令和 8 年度

| |
|-----------------------|
| 資産の種類は下記のとおり記入してください。 |
| 構築物・・・1 |
| 機械及び装置・・・2 |
| 船舶・・・3 |
| 航空機・・・4 |
| 車両及び運搬具・・・5 |
| 工具、器具及び備品・・・6 |

家屋の所有者以外の方（賃借人など）が内装等を施工された場合は、内装・設備一式等が償却資産に該当します（詳しくは 12 頁をご覧ください）。

| カードNo. | 処理No. | 所有者コード |
|----------|----------|-----------------|
| 1 0 2 | 3 2 1 | 5 記入不要 16 |

| 行番号 | 資産の種類 | 資産コード | 資産の名称等 | 数量 |
|---------------|-------|-------|----------------------------|----------|
| 01 17 1 | | | 18 カフェ天神給排水設備工事一式（テナント） | 57 1式 |
| 02 1 | | | カフェ天神衛生設備工事一式（テナント） | 1式 |
| 03 1 | | | 駐車場アスファルト舗装工事 | 1式 |
| 04 6 | 記 | | パソコン | 1 |
| 05 6 | | | パソコン | 1 |
| 06 6 | | | 冷蔵庫 | 1 |
| 07 6 | | | 絵画 | 1 |
| 08 | 入 | | | |
| 09 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | 不 | | | |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |
| 15 | | | | |
| 16 | 要 | | | |
| 17 | | | | |
| 18 | | | | |
| 19 | | | | |
| 20 | | | | |
| | | | 小計 | |

※文字、数字は枠の中に正確に記入してください。

注意「取得年月の年号」の欄は、大正は2、昭和は3、平成は4、令和は5
注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古取得、3移入

全資産用) の書き方 (記入例)

してください。

取得するために支出した金
荷役費、運送保険料、購
費用も含む)。

取扱いは、原則として国税
します。

を採用している事業者は消抜経理方式を採用しているに含めないものとします。

加資產・全資產用)

当該資産に適用する耐用年数を記入してください。

この明細書の総ページ数と、そのうち何枚目であるかを記載してください。

増加資産のみを記入する場合は増加資産を、全資産を記入する場合は全資産用を○で囲んでください。

| | |
|-----------|---|
| 増加事由について、 | |
| 新 品 取 得 | 1 |
| 中 古 品 取 得 | 2 |
| 移動による受け入れ | 3 |
| そ の 他 | 4 |

下記に該当する資産については、
例示のように記入してください。

- ・申告もれの資産
「申告もれ」
 - ・市外から移動してきた資産
「○○より、○年○月 移動」
 - ・特例・非課税該当資産
適用条項を記入
「第○条の○項」
 - ・その他必要な事項

特例等について添付書類をお願いするがありますので、提出前に資産課税課（表紙に記載）にご連絡ください。

平成は4、令和は5を記入してください。
動による受け入れ、4その他のいずれかに○印をつけてください。

Ⅷ 種類別明細書（減少資

同封の申告状況書の「資産コード」欄に印字している資産コードを必ず記入してください。

同封の申告状況書の取得年月を記入してください。

減少した
入してく
なお、資
場合は、
する取得
さい。

令和 8 年度

種類別明

資産の種類は下記のとおり記入してください。

| | |
|-----------|-----|
| 構築物 | … 1 |
| 機械及び装置 | … 2 |
| 船舶 | … 3 |
| 航空機 | … 4 |
| 車両及び運搬具 | … 5 |
| 工具、器具及び備品 | … 6 |

| カードNo. | 処理No. | ※ 所有者コード | 記入不要 |
|--------|------------|-------------|------|
| 1 | 3 | 5 | 7 |
| 01 | 3 1 | | 記入不要 |
| 01 | 17 18 | 25 | パソコン |
| 02 | 6 40900102 | | 冷蔵庫 |
| 03 | 6 40900104 | | パソコン |
| 04 | | | |
| 05 | | | |
| 06 | | | |
| 07 | | | |
| 08 | | | |
| 09 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | | |
| 12 | | | |
| 13 | | | |
| 14 | | | |
| 15 | | | |
| 16 | | | |
| 17 | | | |
| 18 | | | |
| 19 | | | |
| 20 | | | |

※文字、数字は枠の中に正確に記入してください。
 ※事業所の廃止等で、申告済の資産の全部を抹消する場合は、償却資産申告書の取得価額(二)を0とし、「18 備考」欄にその旨等記入してください。
 その場合、この明細書は必要ありません。

小計

注意「取得年月の年号」の欄は、

産用) の書き方 (記入例)

資産の取得価額を記
ださい。

産の一部が減少した
減少した部分に対応
価額を記入してください

同封の申告
状況書の耐
用年数を記
入してくだ
さい。

記入する必要
はありません。

当該資産が減少した事由の番号を○で囲んでください。

この明細書の総ページ数と、そのうち何枚目であるかを記載してください。

細書（減少資産用）

次のような事項を記入してください。

- ・申告もれの場合、廃棄や売却した実際の年月
 - ・減少の区分が「2一部」に該当する場合は「当初取得価額60万円のうち20万円減少」のように取得価額および減少した額
 - ・その他該当資産が減少したことについて必要な事項

大正は2、昭和は3、平成は4、令和は5を記入してください。

○給与支払報告書の提出についてのお願い

給与の支払者は令和7年中（令和7年1月から令和7年12月までの間）に支払った給与について給与支払報告書を作成し、「給与所得者の令和8年1月1日現在における住所地」の市町村長に提出していただくことになっています。

《提出先が福岡市の場合》

給与支払報告書の市内全区分をまとめて令和8年2月2日（月）までに
福岡市 財務局法人税務課特別徴収係に提出してください。

給与支払報告書は1人につき1枚の提出をお願いします。

・提出先住所：〒812-8512

福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号（博多区役所9階）

・連絡先：092-292-3259

○市税の便利な納付方法について

インターネット(地方税お支払いサイト)で納付

納付書に印字している「e-L-QR」や「e-L番号」を利用して、パソコンやスマートフォンなどから、簡単・便利に納付できます。

利用できる税目

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税(償却資産)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)

地方税お支払いサイト
(利用者向けホームページ)

手続きの流れ

1 地方税お支払いサイトにアクセス

2 納付書おもて面に印刷されたe-L-QRを読み取るか
e-L番号を入力

3 様々な決済手段からご希望のお支払い方法を選択
して手続き



スマートフォン決済アプリで納付

スマートフォン決済アプリを起動し、納付書に印字されたe-L-QRを読み込んでいただくと、納付ができます。

利用できる税目

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税(償却資産)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)

福岡市税 スマホ決済

検索



※ご利用可能な決済アプリや各種注意事項等は福岡市ホームページにてご確認ください。

注)令和6年度以降の「個人市県民税」には、森林環境税を含みます。

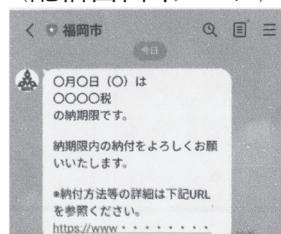
○税金の制度や手続きなどをLINEで案内します！

福岡市LINE公式アカウントを友だち追加すると、①チャット形式で税金の制度や手続きを手軽に調べたり、②市税の「納期限等のお知らせ」などの情報を受け取ることができます。

友だち追加はこちらから→
①は「生活情報」、
②は「受信情報」を選択



(配信画面イメージ)



お知らせが届くので
うっかり忘れも
防止できます。